

保険者努力支援制度に関するアンケート

番号	①特定健診・特定保健指導・メタボ		②がん検診・歯科疾患検診		③糖尿病重症化予防		④個人へのインセンティブ		⑤重複投薬適正化		⑥後発医薬品	
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2
1	未受診者対策事業 特定健診未受診者に対し、受診 勧奨および意向調査を行っている。 ・早期介入保健指導事業 特定健康診査の対象者として、3 5歳以上40歳未満に受診機会を与 え、特定保健指導該当者にも特定 保健指導を行う。						健康マイレージ事業 健康習慣のきっかけづくりや、継 続・定着を目指し、特定健康診査等 の健診の受診や特定保健指導など の健康相談をポイント化し、ポイント をためると記念品と交換できる「健 康マイレージ事業」を行っている。					
2	特定健診未受診者対策事業(28年 度より業者委託)		【平成27年度】 肺がん検診:27.3% 胃がん検診:19.6% 大腸がん検診:29.7% 乳がん検診:38.5% 子宮がん検診:28.0% 骨そしょう症検診:21.5% 成人歯科検診:40歳以上に実施		糖尿病重症化予防(血糖値が高い 人には健診結果に糖尿病に関する リーフレットを同封、健診結果相談 会)		【個人へのわかりやすい情報提供 の実施】 健診結果に同封する健康情報リー フレットの大型化		健診結果に同封するリーフレットに 医療費適正化に向けた情報を掲載		健診結果に同封するリーフレットに 医療費適正化に向けた情報を掲載	
3	・特定健康診査に腎臓機能検査を 追加した。 ・人間ドック費用の助成率を6割か ら7割にアップした。	マスメディアを利用した特定健診受 診勧奨。										
4	・受診率が低い地区への戸別訪問 の実施。 ・メタボリックシンドローム予防のた め2S教室の実施。	・特定健診・特定保険指導に係る臨 時職員雇用に対する補助金	・受診率が低い地区への戸別訪問 の実施。		・糖尿病予防教室の開催		・血液検査等の費用に対する補助 金					
5			胃がん検診のバリウム検査の実施 日を増やし、受診率の向上に努め た。		特定健診当日にHbA1cの基準を設 け、面接を実施した。健診事後フォ ローとして、HbA1cと蛋白尿に基準を							
6	・特定保健指導集団指導を一部委 託し、個別支援の充実を図ること とした。		・大腸がん検診の受診・再受診勧奨 を実施。(対象者:41歳男女のう ち、大腸がん検診の過去の未受診 者と今年度未申込者) ・歯周疾患検診票を国のマニュアル に沿って修正し、国と同様の評価が できるようにした。 ・平成28年度から歯周疾患検診の 対象者として新たに妊婦を加えた。	・胃がん検診内視鏡検査について、 2重鏡影など市のみでは実施体制 が整わない可能性があり、予防接 種の県内乗り入れ制度のような体 制が県によって行われ実施できな い。	・現在、具体的な取り組みまで 至っていないことから、今後対象者 の抽出方法などの取り組みについ て健康部門と調整し、実施に向けた 準備を進めることとしている。		・県と県医師会との具体的連携をプ ログラム化し、郡から市町村医師会 に広げる取り組みを進めてほしい。		・引き続き重複・頻回受診者の抽出 をレセプト点検時に実施しており、 結果として重複投薬者の抽出に繋 がっている。		・引き続き保険証更新時のジェネ リック医薬品利用希望カードの同 封、ジェネリック医薬品利用通知の 送付(年1回)を実施している。	
7	・40歳代の特定健診対象者に受診 勧奨通知を送る。 ・メタボリックシンドローム予備群へ の可能性がある健診受診者に、生 活改善 に向けたアドバイスを記載した案 内文を作成し、送付する。				・糖尿病予防教室を集団検診期間 後に開催し、健診結果送付で教室 開催の 周知を図る。 ・39歳以下健診でのHbA1c5.6以上 者への保健指導を実施。		・健診結果での有所見者への医療 機関受診勧奨通知の送付。		・国保連からの重複処方の可能性 がある者のリストから、対象者に薬 剤処方 確認を促す書類を郵送する。薬剤 師会や調剤薬局に協力を依頼し、 処方した 薬局でなくても薬剤師が処方確認 できるようにする。		・後発医薬品の差額通知を実施し、 通知前後で後発医薬品の切り替え 状況を確認。	
8	【特定健康診査の受診率】 特定健康診査の受診率向上のため に、広報、及びメールによる呼び 掛けを実施した。また、他の健診事 業者から健診結果の取得を行う。ま た、みなし検診について地元三師 会を通じと協議することにより受診 率の向上を図る。 事業対象:平成28年度特定健診対 象者・未受診者 1)5月26日～6月3日 特定健診会 場において肺年齢の無料測定を受 診票送付時周知 2)5月26日～6月3日 特定健診会 場において健康づくり推進員による 減塩等の試飲・試食実施の事前周 知 3)5月16日～5月27日 健康づくり 推進員・地区回覧による地区別の 受診状況周知・受診勧奨 4)5月17日～5月26日 防災メールで の周知・勧奨 5)6月22日～3月31日 個別健診協 力医療機関や主治医から特定健診 受診の勧め 6)10月～11月 集団健診終了後、 特定健診未受診者へ個別健診の 受診勧奨・受診状況把握ハガキの 通知 7)10月～11月 未受診者へハガキ 勧奨後に保健師より健診受診状況 および受診勧奨の電話連絡 8)6月～3月 各種団体への受診勧 奨・協力依頼(商工会・JA) 【特定保健指導の実施率】 【メタボリックシンドローム該当者及 び予備軍の減少率】 特定保健指導は委託事業として 実施しているが、指導期間の取れ ない対象者については自主事業と して町で保健指導を実施している。 また、糖尿病教室や腎臓病教室な どを実施し、メタボリックシンド ローム該当者及び予備軍の減少を 図っている。	【特定健康診査の受診率】 特定健康診査の受診率向上のため にテレビやマスコミを利用して全 國的に健診の受診の必要性を訴え かけてほしい。 【特定保健指導の実施率】 【メタボリックシンドローム該当者及 び予備軍の減少率】 特定保健指導は委託事業以外 の部分、人員的に厳しいもの があるので、国保連や県において、一 定の基準を設け、保健師、栄養士 の長期無償派遣などの制度等の展 開などを図ってもらいたい。	【がん検診の受診率】 がん検診は申込み制により実施し ているが、胃、肺、大腸がん、乳が ん、子宮がん前立腺がんを実施し ている。特に、大腸がん、乳がん、子 宮がんについて特定年齢に対し、 無償クーポン等による事業の展開 をしている。 【歯周疾患(病)検診の実施】 歯科医師会の協力を得て、30,40, 50,60,70歳の節目の町民に対し、 歯周病検診費用の一部(2,400円) を負担している。H28年度:50人 今後については、国保被保険者と社 会保険者を分けて実施していき たい。	【がん検診の受診率】 がん検診に対する補助金、助 成制度の拡充 【歯周疾患(病)検診の実施】 特になし	事業対象者: ①糖尿病予備群: HbA1c5.6%以上 ②腎不全予備群: eGFR50未満およ び平成27年度eGFR60未満の内5以 上悪化者 事業内容: ①6月下旬～結果票送付後に電話 にて受診勧奨・受診状況確認。 2月～電話にて受診状況確認・受診 勧奨。 7月～3月糖尿病予防教室。 9月、推定塩分摂取量検査。 10月、推定塩分摂取量の結果を面 接・郵送にて返却。 受診勧奨レベルに至らない者には 集団教室参加勧奨および8月、10 月、12月に通信発送。 通信支援(8月、10月、12月)。高血 圧予防教室11月30日実施。 ②6月下旬～面接または訪問による 結果返却を実施。 9月、推定塩分摂取量検査。 10月、推定塩分摂取量の結果を面 接・郵送にて返却。	教室の実施や返却時の面接、各種 指導に携わる専門職員の不足か ら、人的支援をお願いしたい。	【個人へのインセンティブの提供の 実施】 【個人へのわかりやすい情報提供 の実施】 ・糖尿病予防教室:10回 ・糖尿病予防通達:3回発行 ・高血圧予防教室:1回 ・「健康づくり体操」体験講座:全8回 ・健康づくり推進員による健康なま ちづくり支援	人材不足により現在、重複多受診 者に対する具体的な取り組みは 行っていないが、28年度中には国 保連合会から送られてくるデータを 基に重複・頻回受診者を抽出し「地 域包括支援センター」等と連携し、 訪問指導を実施する予定。	指導に携わる専門職員の不足か ら、人的支援をお願いしたい。	【後発医薬品の使用促進の取組】 ・国保連からの重複処方可能性 がある者のリストから、対象者に薬 剤処方 確認を促す書類を郵送する。薬剤 師会や調剤薬局に協力を依頼し、 処方した 薬局でなくても薬剤師が処方確認 できるようにする。 【後発医薬品の使用促進の取組】 ・国の示す評価指標の候補では、 金額ベースでの使用割合の把握が 示されているが国保連合会のデー タには数量シェア率のみであるため 金額ベースでも示していただき たい。 ・重複頻回事業に関して指導に携 わる専門職員の不足から、人的支 援をお願いしたい。 【後発医薬品の使用割合】 ・評価指標の使用割合66.2%・61% の基準が年度末なのか12か月平均 なのか不明確なので情報提供を お願いしたい。		
9												
10	特定健康診査を20歳～39歳までの 希望者が受診できるよう対象者を 拡大した											
11	・前年度特定健康診査の受診勧奨通知及 び電話勧奨				・前年度特定健康診査の結果によ り、一定の数値を超えた者を対象に 糖尿病予防・改善教室の実施							・差額通知の実施
12	定期的な医療機関受診している者 のデータを、効率的に健診受診率 に加える仕組みの確立。					・ハイリスク者の抽出とリスト化		・健康ポイント事業 専用歩数計 と体組成計及びデータ管理システ ムを使用し、努力と成果に応じてポ イントを付与。ポイントは半年に1 回、1ポイント=1円でクオカードに 交換。				・システム使用料等への補助。
13		市町村では実施できない大規模な 広報		市町村では実施できない大規模な 広報	研究会への参加							医療機関・調剤薬局への積極的な 指導
14	受診率向上のため広報及び防災行 政無線の活用並びに電話勧奨											ジェネリック医薬品差額通知の発送

番号	①特定健診・特定保健指導・メタボ		②がん検診・歯科疾患検診		③糖尿病重症化予防		④個人へのインセンティブ		⑤重複投薬適正化		⑥後発医薬品		
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	
15	<p>・電話による受診勧奨により、受診率の向上を図っている。</p> <p>・保険指導のテーマを「減塩生活」として、舌の味覚のテスト、尿で一日塩分摂取量を検査する等、データの見える化を推進している。</p>	<p>・国保連から支援を受けているが、さらに回数を増やして頂きたい。</p> <p>・KDBの活用推進例等のアドバイス。</p>	<p>・新たに胃の健康度検査を市立病院と連携して実施した。</p>		<p>・市保健師、栄養士による個別指導を行い重症化予防の保健指導を展開している。今後も、さらに重症化予防プログラムを実施していく予定。</p>		<p>・特定保健指導において、特に一日塩分摂取量、ロコモティブシンドロームについて理解を深め、わかりやすく継続可能な内容の提案に努めている。</p>					<p>保険証年次切替一斉更新の際に後発医薬品希望シールを同封し、使用促進を図っている。</p>	
16	<p>(受診環境の整備)</p> <p>①集団健診と胸部(結核・肺がん)検診を同時実施し、利用者の利便性向上を図る。</p> <p>②被保険者に対して集団健診と個別健診の受診券を併せて同封して、利用者の利便性及び受診率の向上を図る。</p> <p>③個別健診実施医療機関を増やし、利用者の利便性向上を図る。</p> <p>④平成27年度から平成29年度の集団健診においてモデル事業を実施、検査項目に心電図、眼底、簡易視野検査を追加することで集団健診の受診率向上を図る。</p> <p>⑤集団健診の未受診者を対象に追加実施日を設け、受診率向上を図る。未受診者への勧奨にあたり、文書や電話による勧奨を予定しているが、今年度は業務委託により勧奨する予定となっている。</p> <p>(対象者への周知)</p> <p>①40歳到達者(新規対象者)には、受診券の発送に先立ち、制度の周知を図る。</p> <p>②市広報紙、防災行政無線等を活用し、集団健診実施日程の周知を図る。</p> <p>(その他)</p> <p>①通院中であることを理由に特定健診を受診できなかった方についても、本人からの同意の上、通院中の医療機関から特定健診検査項目に相当する検査結果の提供を受けることにより受診率向上を図るとともに、保健指導を実施する。</p>	<p>(医療機関との連携)</p> <p>①個別健診を県単位での契約とし、受診できる医療機関を増やす。</p> <p>②医療機関において治療のために実施した検査結果の提供を求め、見なし受診を増加させる。</p> <p>③特定保健指導等において、医療機関受診中でありながら症状が悪化しているものについて、市町村が介入し易い仕組みを構築する。</p> <p>(職場との連携)</p> <p>①住民税特別徴収などの情報と連携し、職場健診の結果を県が一括で職場から受領し、加入する保険者に結果を分配する。</p> <p>②職場健診を実施していない場合は、特定健康診査等を受診するための休暇を認めるなど、受診しやすい環境を作る。</p> <p>(その他)</p> <p>①農協の健診、商工会議所の健診などの結果を一括受領し、保険者に分配する。</p> <p>※一市町村では交渉できない内容も、県単位でまとめることにより、交渉ができるようになり、また、相手側も統一の方式を示すことにより市町村ごとに対応する必要がなくなる。</p>	<p>特定健康診査の実施通知にがん検診・歯科検診などの案内を同封するとともに、特定健診(集団健診)会場で申込みを受け(一部日程を除く)</p> <p>国民健康保険レセプト情報を利用した効果分析(受診者・未受診者等)を比較することにより、受診の重要性をアピールできるようにしたい。</p> <p>(現状、KDBなどがないため、分析が難しい)</p> <p>特定健康診査等で、腎機能の低下が見られる者に対し、保健師・管理栄養士が継続的に保健指導を行うことで、人工透析導入の抑制を図る。対象者に対し、尿検査による推算塩分摂取量検査と、ろ紙による塩分味覚検査を実施し、その結果を指導に活かす。</p>	<p>「糖代謝」の項目で基準値を超えた者、医療機関より紹介を受けた者を対象として、食生活や運動習慣について実践を交えた講習を実施する。</p> <p>①県単位で医療機関との協力関係を作ることで、より多くの被保険者の情報入手することが可能となると思われる。</p> <p>②社会保険の被保険者も含めた保険指導を実施することにより、将来的に重症化してから国民健康保険に加入した場合でも、少しでも健康状態の良い状態で国保に加入する効果が期待できる。</p> <p>③厚労省で「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し、日本医師会、日本糖尿病対策推進会議と協定を結んでいるが、この件に限らず、日本・県医師会より先の郡医師会への周知を徹底して欲しい。</p>	<p>市民が自ら積極的に参加する健康づくりを目指すため、健康マイレージ事業を実施する。事業の内容は以下のとおり。</p> <p>①自らが食生活や運動生活等に係る目標を立て、その目標を達成した場合はポイントを付与する。</p> <p>②健康診査やがん検診等の受診、健康教室への参加等によりポイントを付与する。</p> <p>①及び②により一定以上のポイントが溜まった者には、抽選によりオカカードをプレゼントする。</p>	<p>市民が自ら積極的に参加する健康づくりを目指すため、健康マイレージ事業を実施する。事業の内容は以下のとおり。</p> <p>①自らが食生活や運動生活等に係る目標を立て、その目標を達成した場合はポイントを付与する。</p> <p>②健康診査やがん検診等の受診、健康教室への参加等によりポイントを付与する。</p> <p>①及び②により一定以上のポイントが溜まった者には、抽選によりオカカードをプレゼントする。</p>	<p>医療費適正化のため、レセプトデータから重複・頻回受診者を抽出し、保健師による訪問指導を実施する。訪問指導後、レセプトにより改善状況を確認する。</p> <p>①重複調剤が判断できる資料を作成して欲しい。</p> <p>②カルテの共有化等により、重複頻回を未然に防ぐ仕組みの構築。</p> <p>③かかりつけ医の推奨など啓発活動の充実。</p>	<p>国民健康保険被保険者証の更新時に後発医薬品(ジェネリック医薬品)希望カードを同封し、被保険者に対してジェネリック医薬品の促進を図る。</p> <p>ジェネリック医薬品に変更することにより負担額が減少する方に、効果額の記載されたジェネリック医薬品差額通知を送付することにより、被保険者の理解を深める。また、差額通知対象者への追跡調査を行うことにより財政効果額を検証する。</p>	<p>後発医薬品の普及率が上がらない理由の一つとして、後発医薬品に対する患者の認識不足があると思われる。そこで、患者が診療所若しくは調剤薬局で取得する調剤明細書中に、当該薬剤が後発医薬品に代替が可能である事を明記してもらう。また、後発医薬品への切替により、どの程度の費用負担の差が生じるのかを明記するような制度を構築する。</p>				
17	<p>・特定健診:過去に特定健診を一度も受診していない方へ、受診勧奨通知及び電話による受診勧奨を実施する。</p> <p>・特定保健指導:管理栄養士(保健師)が訪問して、特定保健指導の利用勧奨を行う。</p>	<p>・受診勧奨通知等の内容については、市町村独自の取組があるため、詳細な内容(条件)まで、規制されないほうが取り組みやすい。</p>	<p>・がん検診:大腸がんと前立腺がん検診が特定健診と同時に受診できる体制。若い方が、子宮がん検診を受けやすいように託児サービス日を設ける。子宮がん及び乳がん(マンモ)検診未受診者の内節目年齢(5歳刻)をクーポン券(無料)対象とする。検診期間中に行政無線を活用し周知を行う。</p> <p>・歯周疾患(病)検診:申込み時期と検診実施期間が離れないようにし、受診時期を早める。(受診期間 4月~7月)</p>	<p>・職場でのがん検診受診や人間ドックでの受診者が増える中で、がん検診受診者数をどのようにとらえるかご検討いただけたらと思います。</p>	<p>・生活習慣病重症化予防事業の実施:特定健診項目の中にクレアチニン検査を導入し、地域医療機関と連携し、過去3年間のクレアチニン値から人工透析導入年度を予想し、優先度の高い人から保健指導を実施する。(地域医療機関と連携)</p>	<p>・糖尿病性腎症以外の人も含まれる保健指導となるが、市町村独自の取り組みとして評価してほしい。</p>	<p>・「健康応援ポイント」の取り組み:各種健診や健康教室、健康づくりの取り組みをポイント化し規定のポイントがたまった方へ抽選で健康グッズ等のプレゼントを行う。</p> <p>・受診勧奨のチラシに健診受診状況や医療費の状況等を掲載し配布する。また、健診結果通知に各検査項目の説明を加える。</p>	<p>・「個人へのインセンティブ」の取り組みは、保険者単位というより、住民全員への取り組みとなるため、保健事業助成にあたり考慮をお願いしたい。</p>	<p>・国保連合会提供のデータをもとに、訪問を実施している。</p>	<p>・訪問実施しやすいように、今後も対象データの提供を希望したい。</p>			
18	<p>健診の受診券を送付する封筒のデザイン、文章を変更した。無料であること、自覚症状がない人こそ受けてほしい、一部がん検診と同時受診もできること等メリットを掲載した。</p> <p>特定保健指導対象者の中で、過去に特保を利用している人については、勧奨方法を変更して実施。また、直営の動機付け支援は集団支援のみであったが、日程が合わない人等については、個別に対応する予定。</p>	<p>全体の受診率だけでなく、地域間の年齢構成の違いを調整した「年齢調整受診率」も参考にしてほしい。</p> <p>市外にかりつけ医を持つ人も多いため、市内だけで健診を実施することに限界がある。県内相互乗り入れ事業のような体制を望む。</p>	<p>平成28年度より胃がんリスク検診が新規に開始となる。特定健診と同時に検査できるがん検診(胃がんリスク、前立腺がん、肝炎ウイルス、大腸がん)を特定健診受診券の封筒や「健診のお知らせ」、ポスター掲示等でPRを行っている。</p> <p>歯科健診は40・50・60歳の節目と妊婦を対象に実施。受診率向上のため、成人歯科健康診査の媒体を作成し、地区活動の中で積極的に周知を図っている。また、子どもへ実施する健康教育の中で、保護者に向けて定期健診の必要性や歯周疾患についての内容を盛り込み啓発している。</p>	<p>職場、個人でがん検診を受けている人を除いた「真のがん検診受診対象者数」を把握してほしい。</p> <p>歯科:情報提供や研修会の実施</p>	<p>平成26年度から糖尿病発症および重症化予防健康相談を専門職で実施。今年度より対象者を拡大し、かかりつけ医との連携、受診勧奨も行った。事業評価として、次年度の健診結果等で確認を行う。</p> <p>今年度より慢性腎不全予防健康相談を新規に開始した。</p>	<p>「健康マイレージ」は、特定健診、がん検診受診等、健康的な生活習慣のきっかけづくりとその継続・定着を後押しする市独自のポイントプログラムで、一定以上のポイントがたまると、申請によりサービスカードが発行され、協力店の特典が受けられる。使いやすさを考え、ポイントを貯めるリーフレットをコンパクトで持ち歩きやすいA5サイズへ変更した。特定健診の結果、血圧が受診勧奨領域であり、定期通院していない人に対して、電話での受診確認、勧奨を行う。電話では、健診結果を医師からどう説明されているか確認した上で、取り組み状況を伺い、血圧の自宅測定を勧めたり、食事、運動について個々にアドバイスを行っている。</p>	<p>個人へのインセンティブの提供については、県として、広域での取り組みを希望する。</p>	<p>指導対象者の選定方法や手法について、県としての統一の方針を定めて、国保連によるデータ抽出をしてほしい。さらに、可能であれば、委託による実施について、広域に契約してほしい。</p>	<p>ジェネリック医薬品希望シール及びカードを全世帯に継続配布するとともに、ジェネリック医薬品利用差額通知を継続して実施する。差額通知については、28年度から年2回の実施を年4回に拡充して実施する。</p>	<p>医療機関等に対する啓発活動を実施してほしい。</p>			

保険者努力支援制度に関するアンケート

番号	①特定健診・特定保健指導・メタボ		②がん検診・歯科疾患検診		③糖尿病重症化予防		④個人へのインセンティブ		⑤重複投薬適正化		⑥後発医薬品	
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2
19		診療機関拡大のため、県が医療機関との契約をすすめてほしい。	・健康増進法によるがん検診は、受診率90%を目標としている。受診率向上を目的に、次の対策を強化、工夫している。 ①若い世代へのがん予防普及啓発活動の強化 ②市ホームページからの電子申請(がん検診事前登録)を推進 ③各がん検診登録者のうち未登録者に対して、個別受診勧奨通知を実施予定 ④国の施策として、特定の年齢の女性に特定のがん検診が無料になるクーポン券を配布し、受診勧奨 ・歯周疾患(病)健診の実施について30・40・50・60歳を対象とし、歯周病検診を実施。 平成27年度に国の「歯周病検診マニュアル」が改定され、市においても委託先である歯科医師会と協議の上、国のマニュアルに沿った内容で今年度実施をしている。			健診結果より抽出条件を設定し、受診勧奨の通知、レセプト確認、電話勧奨、訪問の実施。	・かかりつけ医から専門医、専門医からかかりつけ医への紹介・受診、自治体への報告等、連携のシステム化					後発医薬品使用促進事業におけるより効果的な事業目標を設定するために、データ提供内容の拡充(啓発効果が見込まれる属性の抽出等)。
20	・特定健康診査の受診勧奨はがきの内容を4種類に分け、未受診者の特性にあわせて内容で勧奨を実施する。 ・平成27年度から引き続き、特定健康診査未受診者への電話勧奨を実施を予定しており、業電時間帯の拡大など仕様の強化を検討している。 ・受診勧奨ポスターを作成し、関係機関等に掲示依頼を行っているが、依頼先を拡大し、スポンジ等も加えた。 ・特定保健指導(積極的支援)の委託先を拡大し、市医師会に加え民間事業者へも委託し、利用者の利便性の向上を図っている。 ・特定保健指導対象者への電話勧奨を業務委託で実施する。	・マスメディアの利用など、県内全域に係る広報活動の実施 ・他自治体における指標向上策のうち、効果が顕著な施策の情報提供	(従来より実施しており、平成28年度も引き続き実施) ・約44万人の市民(節目年齢の者や、検診受診歴がある者)に対して、受診可能な検診を印字した受診券を個別に送付している。 ・子宮がん、乳がん、大腸がんについて、特定の年齢に該当し、かつ過去5年度対象の検診の受診していない者に、無料クーポン券を送付している。 ・無料クーポン券を送付した者のうち、年度途中で受診が確認できない者に、はがきの送付による未受診者勧奨を実施している。 ・子宮がん、乳がん集団検診において、土曜日に同時に受診することが出来る日程を設けている。 ・子宮がん、乳がん集団検診において、検診中に子どもの見守りを実施する日程を設け、受診者の利便性の向上を図っている。 ・歯周病検診の未受診者に対し、はがきの送付による未受診者勧奨を実施している。 (平成28年度より実施) ・集団検診において、胃がん、大腸がん(検体受付)、肺がん検診を同時に受診することが出来る日程を設けた。 ・歯周病検診受診者が精密検査を受診した場合、一次検診の結果に加えて、精密検査の結果についても医療機関から報告して貰う。		・平成24年度から、特定健診で要医療と判定され、動脈硬化リスクや人工透析リスクが高い者から医療機関を受診していない者を抽出し、訪問保健指導等を実施している。 ・平成28年度は、指導等を行う職員を非常勤職員から非常勤嘱託職員に変更することで雇用量が確保されたため、平成27年度に実施できなかった脂質異常リスク者を含め指導等を実施する。 ・対象者の生活習慣改善への動機付け手法等、効率的な重症化予防方法の開発及び情報提供 ・医療機関との協力体制の構築について、県主導で行う。	・近隣住民で構成される自主グループや自治会などの地区組織を対象に、ウォーキングなどの健康づくりに関する活動に対し、景品と交換の出来るポイントを付与する事業を実施している。 ・平成27年度から引き続き、過去5年間の受診結果を郵送で通知する予定となっており、通知内容の改善を検討している。 ・医療機関に、検査の内容や基準値等、保健指導の内容等を記載した小冊子を配布し、特定健診受診者に対し渡している。			・国に対し、かかりつけ医、かかりつけ薬剤師制度の推進の要望 ・他の自治体で行っている効率的な取組の情報提供及び具体策の検討 ・キャンペーン等広報活動	・ジェネリック医薬品電話勧奨(意識調査) ・調剤薬局と連携した利用勧奨とジェネリック医薬品希望シールの貼付	・効果検証やデータ分析の協力 ・後発医薬品メーカーの工場視察等の正しい理解を促進するための研修 ・事業の実施 ・医療機関等に対する情報提供のため汎用後発医薬品リストの作成や後発医薬品安心使用促進協議会の活用 ・後発医薬品に対する目標設定及び関連施策の推進	
21	[特定健康診査受診率] 対象者に受診票を送付。また、全世帯に案内文を送付。健診前に各種団体の会議等に出向き健診PRの実施。広報、防災無線によるPR。集団健診期間の中間に40歳到達者で未受診者に受診勧奨通知と電話による勧奨の実施。 [特定保健指導実施率] アウトリーチングしているが、町職員も関わりを持ち、健診時からの声掛けやチラシ配布を実施。広報でのPR、電話による受診勧奨。 [メタボ該当者予備軍の減少率] 特定健診時に昨年結果と当日のBMI・腹囲から該当する方に個別面談し、生活習慣病予防の支援を実施。	電話による勧奨については、今年度国保連合会の支援を依頼した。今後もお願したい。	[がん検診受診率] 各種団体の会議等に出向きPR実施。特定健診受診票、案内文と一緒にがん検診日程と申込用紙を同封。広報、防災無線でのPR。 [歯周疾患検診の実施] 特定健康診査中の日曜日2日間に成人歯科健診の実施。40,50,60,70歳の方に個別通知。全世帯に案内通知と広報、防災無線のPR実施。2歳児健康診査時に保護者の健診実施。		特定健診時に昨年度の結果でHbA1c値7.0以上で治療中の方に個別面談し、生活習慣のアドバイスを実施。「糖尿病性腎症重症化予防プログラム開発のための研究」に申し込みをし、医療連携しながらの取り組みを実施。		上記同様、健診時に個別面談等を実施。 健診結果を問診票を照らし合わせ、チラシや健康相談、結果説明会(事後指導会)の案内を同封。要精密検査対象者に結果説明会に来ていただき、医師・保健師・管理栄養士の個別相談を実施。					
22	健診実施場所を1か所追加(健診受診機会を増やすため) 市独自の健診項目としてクレアチンeGFR(腎機能検査)を追加	県をあげて、特定健診と特定保健指導を県民全体にPRしてほしい	肺がん検診追加健診実施 日曜日に特定健診と歯周疾患検診の同日実施(1回)								被保険者へのジェネリック希望医薬品希望シールの配布。	医療費通知と同様に、圧着書きでのジェネリック差額通知が、1回3ヶ月分年4回での作成可となること。
23	特定健康診査とがん検診は受診券を同時発送していることから、両方を盛り込んだPRチラシを配布し受診率向上に努めている。今年度は特定健康診査の検査項目追加と重症化予防事業の開始を周知するため、関係ボランティア団体等へPRの協力依頼をしている。また、国保加入手続き窓口で職員から手渡してらし配布するなど、受診率向上のための取組みを開始している。 特定保健指導では、土日も含めた電話勧奨や、手書きのコメント入り手紙での利用勧奨などをさらに強化し実施している。	健診・指導の周知啓発・リーフレットや啓発物の作成・メディアを通じてのPRなどを期待する。	がん検診の受診率向上については、上記の特定健康診査とともにチラシ配布によるPRを昨年度以上に強化して実施。今年度から、がんの重症化予防のため、精密検査の受診率向上を目指し、手紙での受診勧奨を対象を拡大して実施。さらに、その後の受診状況を確認し、未受診者には電話勧奨を開始する。 口腔がん検診については、21年度より希望者に申込制を実施。27年度から受診期間を1か月延長し、年間を通しての実施とし、受診者の増加を図っている。 歯周疾患検診については、健康増進事業における40、50、60、70歳に加え、わが市では30歳も対象に加え、個別通知をして実施。受診率の横ばいが続いたため、チラシ配布で周知に努める。	受診率向上のため、県単位でリーフレットや啓発物の作成や、周知啓発を期待する。	糖尿病の重症化を防ぎ、人工透析の新規導入を増加させないため、28年度より糖尿病性腎症重症化予防事業を開始。事業の対象者を的確に選定するため、特定健康診査に血清クレアチニン、尿潜血、尿酸の項目を追加した。健診データより算出したeGFRと、HbA1cから対象者を抽出し、医療機関の未受診者と治療中断者に向けて郵送・電話での受診勧奨を実施する。さらに、希望者には、面接・電話などで、個別アドバイスを実施する。	県の医師会への周知・さらには、市の医師会へのアプローチを進めるよう重症化予防の体制づくりを期待する。						

保険者努力支援制度に関するアンケート

番号	①特定健診・特定保健指導・メタボ		②がん検診・歯科疾患検診		③糖尿病重症化予防		④個人へのインセンティブ		⑤重複投薬適正化		⑥後発医薬品	
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2
24	【特定健康診査の受診率】 40歳代・50歳代の対象者に情報量の多い4面圧着式の受診勧奨はがきを、60歳代以上の対象者に2面の受診勧奨はがきを、それぞれ有効期限1ヶ月前に送り受診を促す。 【特定保健指導の実施率】 利用券での通知に加え、電話による利用勧奨を行う。また、訪問による利用勧奨や個別支援を積極的に行う。		・特定健診(国保加入者のみ)、肺がん検診、大腸がん検診の同時実施 ・対象者(胃がん、乳がんは登録者)への受診券個別通知 ・胃がん検診未受診者に対する未受診者勧奨通知 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業によるクーポン券配布 ・広報による定期的な周知 ・各々のがん検診受診券説明文への他がん検診の案内記載		・HbA1c8.0%以上(日本糖尿病学会が定める、治療強化が困難な際の目標値HbA1c8.0%未満を超える者)に対し、医療機関への適切な受診行動に結びつけるとともに、保健指導を実施、状況に応じ減塩についての資料、病態別の資料等を配布する。連絡が取れない者等、必要に応じて文書発送で対応する。 ・特定健診未受診かつ糖尿病リスクセプトのある60歳代の対象者へ訪問し、特定健診受診勧奨と併せて重症化を予防し、人工透析導入回避に向けた保健指導を行う。 ※いずれの事業もかかりつけ医との連携までは図られていない。						・ジェネリック差額通知の発送、ジェネリック希望カードの配布 ・66.8%(平成28年5月審査分)	
25	・特定健診受診率32.6%(平成26年度)・平成28年度は国保データヘルス計画に基づき60歳代の受診率を向上させるための受診勧奨を実施する。 ・特定保健指導実施率48.0%(平成26年度)・国保データヘルス計画に基づき特定健診結果説明会や糖尿病予防教室で生活習慣行動改善についての個別指導を実施する。 ・メタボリックシンドローム該当者割合16.1%(対前年度+1.5%)、予備軍の割合9.2%(対前年度+0.3%)。	・国保ヘルスアップ及びサポート事業助成期間の延長。			・医療費が高い虚性心疾患群及び糖尿病の重症化を予防するため、国保データヘルス計画に基づき要医療受診勧奨判定者に対し、特定健診結果説明会や糖尿病予防教室で生活習慣行動改善についての個別指導を実施する。		・インセンティブ事業は実施していない。 ・健診結果を紙ベースで通知し、疾病リスク等と関連づけた検査結果数値を保健師の訪問等による個別保健指導で説明し、医療機関への受診勧奨を実施しているが、今年度は国保データヘルス計画に基づき強化する。				・差額通知の発送(年2回)。 ・利用希望シールの配布。 ・数量ベースで67.6%(平成28年3月時点)	
26	【特定健診の受診率】 ・がん検診との同時実施の集団健診実施回数の増加(4回→6回) ・デジタルサイン配信にて健診の周知 ・受診率の低い40.50代男性への電話勧奨および勧奨はがき送付、新40歳男性への訪問勧奨、全年代への勧奨はがき送付		【がん検診】 ・胃がん・肺がん検診過去2年間受診者に対し、問診票の送付。 ・子宮頸がん検診:20、25.30、35歳女性への勧奨通知 ・乳がん検診:30.35歳の女性への勧奨通知 ・肺がん検診と特定健診との同時実施回数の増加(4回→6回) 【歯周疾患(病)検診の実施】 ・対象者への個別通知 ・11月、3月の広報紙での周知 ・11月8日(良い歯の日)の啓発		・糖尿病の重症化の取り組みに特化せず、CKD予防に切り組む。特に課題である、医療連携の体制づくりに対し、新規で管内4市で共同で取り組む。	医療連携について、市町村が積極的に取り組むための具体的な支援を検討された。	【個人へのインセンティブの提供の実施】 ・H27年、28年度継続して、「健康マイレージ」を実施。健(検)診の受診、市が主催する健康・スポーツをテーマとする講座・教室参加等でポイントを貯め、プレゼントを抽選より多くの応募をいただくため、昨年度よりプレゼントの種類を増やすとともに、自己申告に変更した。				・保険証一斉更新時、お祝いシールの配布 ・ジェネリック差額通知の発送(9月・3月、年2回)	医療機関、調剤薬局からの後発医薬品の促進を強化してもらう。
27	新たな取り組みとして不定期受診者に対象を絞り、対象者を4パターンに分類し、それぞれに合った受診勧奨を実施する。	・他市町村での取り組み実績(成功例・改善点等)の情報提供。	・がん・肺がん・結核健診(集団)で、平日夕方、日曜日の開催 ・歯周疾患・従来成人(20歳以上)対象にした健診に加え、妊婦及び2歳児の保護者を対象に加え、受診者の増加を目指している。	・他市町村での取り組み実績(成功例・改善点等)の情報提供。	糖尿病性腎症患者に対し、人工透析への移行等の重症化を阻止・遅延のための保健指導(服薬管理、食事療法、運動療法等)を実施する。						ジェネリック医薬品利用差額通知の薬料費の自己負担軽減額を「200円以上」から「100円以上」に下限を引き下げ、通知対象者の拡大を図った。	・県内及び本市圏内で後発医薬品を調剤している薬局の情報提供。 ・県内市町村のジェネリック利用差額通知事業の内容(通知対象者の条件設定、数量シニアなど)の情報提供。
28	・国民健康保険被保険者のうち、40歳以上75歳未満の方に受診券を発行して、医師会を通じて契約した実施機関において、特定健康診査を実施している。 ・特定保健指導は、健診を受けた方から保健指導をする必要のある方に対して、動機付け支援や積極的支援を行い、医療費の適正化に努めている。 ・第2期実施計画に基づき、平成29年度までの国が示す特定健康診査及び特定保健指導の受診率目標値60%に向け、事業実施部門の健康増進課及び医師会と協議を行い、具体策を実施する。	・国保連や関係機関等と調整や協議を行い、特定健診等の共同実施による費用単価、検診内容、指導が受けられる体制づくりを行う。	・特定健診受診券を送付する際に、がん検診の受診勧奨チラシを同封している。	・国保連や関係機関等と調整や協議を行い、各種健診等の共同実施による費用単価、検診内容、指導が受けられる体制づくりを行う。	・40～50歳代のHbA1cが8.0以上の要治療対象者で服薬治療を行っていない者にアプローチし、①平成29年度までに訪問指導した全員の数値を、8.0→7.0以下に改善し、②さらに対象者の人工透析への新規移行を防ぐ。 ・40～50歳代の方を対象として、保健師等による訪問指導を実施し、生活習慣等の改善と医療機関への受診を促す。	・国保連や関係機関等と調整や協議を行い、課題となる事項について共通認識の構築を図り、助言や取り組み支援を行う。	・国民健康保険制度を説明するパンフレットやチラシ、市ホームページ掲載の内容の見直しを行う。	・国保連や関係機関等と調整や協議を行い、健康優良世帯に係るポイント制等のインセンティブ共同事業実施、周知の強化を図る。	・重複受診、頻回受診等について抽出を行い、通知を行い、必要に応じて訪問指導を実施する。	・国保連や関係機関等と調整や協議を行い、課題となる事項について共通認識の構築を図り、助言や取り組み支援を行う。	・被保険者が服用する先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた際の経済的負担の軽減度を具体的に示し通知している。 ・ジェネリック医薬品の使用を奨励するためのPRを印刷したカードケースを配布する。	・国保連や関係機関等と調整や協議を行い、後発医薬品の周知の強化を図る。
29	・集団健診会場の増設 ・かかりつけ医からの受診勧奨 ・登録外医療機関で人間ドックを受診した方の取込み ・保険証送付等にチラシを同封	効率的な事例や先進的な事例の情報共有	かかりつけ医からの受診勧奨	効率的な事例や先進的な事例の情報共有	27年度から実施しているが、今年度についてもやり方は同じであるが、もっと早い時期にできないか検討した。	各市町村医師会・医療機関への協力依頼を、強く行ってほしい。	厚生労働省よりガイドライン出たことにより、これに沿って今後何ができるのかを検討していく予定。				27年度から年8回差額通知書を送付する予定	連合会でも、標準の作成回数を増やしてほしい。
30	・特定健診の案内文に年代別で異なる記事を掲載。継続して実施している節目年齢の追加検査対象者には受診券裏面にもPRの記事掲載。 ・特定保健指導については前年度から継続し国保連合会支援事業を活用。	・広域での周知・PRなど宣伝活動。	・女性の検診(子宮頸がん・乳がん)について美容院などのポスター掲示やカード型媒体の配布を予定 ・乳がん検診については申し込み時に希望日を聴取。 ・歯周疾患(病)検診を継続して実施。(事業名「8020歯科健康診査」)	・広域での周知・PRなど宣伝活動。	・医師会及び千葉県国保連合会と連携し、対象者への保健指導と受診勧奨を実施	・埼玉県同様、県主導で事業を実施していただきたい。					・被保険者証の一斉更新に合わせ、被保険者証の台紙の一部を切り取って後発医薬品の希望カードとして使用できるよう使用促進の取組を実施。	
31	・特定健診:受診しやすい体制整備(日曜日を1日増加し、受付時間を延長)、40歳を対象に自己負担金を無料	・特定健診のPR強化	・がん検診(胃・肺・前立腺):受診しやすい体制整備(日曜日を1日増加し、受付時間を延長) ・歯周疾患検診:未実施		・H27末～保健師・管理栄養士による個別指導を開始。 ・重症化予防対策について医師会(医療機関)との連携調整。		・インセンティブの提供:市民一人一人による健康の保持増進に向けた自主的な取り組みを奨励するため、各自において設定した目標の達成または検診受診等のポイントに応じて景品を提供する「健康ポイント」制度を今年度中に実施予定。	対象は国保被保険者のみではなく、広く20歳以上の市民のうち希望する者全てとし、一般会計により実施することとしている。こうした取り組みに対しても財政支援が為されるよう希望する。			年2回差額通知の発送	

保険者努力支援制度に関するアンケート

番号	①特定健診・特定保健指導・メタボ		②がん検診・歯科疾患検診		③糖尿病重症化予防		④個人へのインセンティブ		⑤重複投薬適正化		⑥後発医薬品	
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2
32	特定健診未受診者へのアンケート 付受診勧奨はがきの送付 携帯メールでの告知の回数を増やす		乳がん検診の受診勧奨回数を1回 から2回へ増加		重症化予防対象者への指導方法 の見直し					マニュアル作成予定		
33	特定保健指導は全委託だが、未 利用者に対するフォロー実施を直 接で行い特定保健指導の実施率向 上を目指す。 委託業者と指導内容や進め方の 打ち合わせを丁寧に行い、保健指 導の質の確保を行う。結果により 結果説明会等に保健指導を行い、 特定保健指導対象外のメタボ該当 者及び予備群に対する指導機会を 設ける。	改めて特定健康診査・特定保健指 導の意義や受診勧奨のPRを大々 的にお願いしたい。高齢者肺がん や肝炎ウイルス検診等のように、全 国ネットのテレビCMで有名な芸能 人を起用する等。 指導者の資質向上のため、県主 催の研修会を多く実施していただ きたい。	がん検診 受診勧奨通知の送付 ・歯周疾患検診 受診勧奨通知の 送付	・財政的支援	・データヘルス計画の短期目標にも 掲げ、重症化予防の中でも重点的 に行う。健診結果から、糖尿病治療 中者と未治療の者で検査数値の抽 出を変え、重症度により訪問、結果 説明会、糖尿病予防教室等、手法 を変えて重症化予防の取組を行う。	・常に新しい情報を取り入れた、県 主催の研修会を適宜実施してい たい。 ・効果的な取組を実施している自治 体等の情報を、収集し公表してい たい。	健康ポイント制等のインセンティブ 事業の実施について検討中	財政的支援	・国保連合会から送付されるデータ から重複受診者を抽出し、更にレセ プトにて治療状況や服薬状況を確 認して訪問対象者を決定する。主に 特定健診受診者に対し、重症化予 防訪問を兼ねて訪問指導を実施す る。	・国保連合会から送付されるデータ 内容に宛名番号を追加していただ きたい。	・ジェネリック差額通知の送付対象 者を1被保険者あたり差額200円 以上から100円以上に拡大する。	後発医薬品使用について、県の広 報・テレビCM等で使用促進のPR をしてもらいたい。
34	未受診者対策として、健診受診歴 があつて中断していたものに対し、 訪問等による受診勧奨を行う。特に 健診結果からハイリスクとされたも ののリピーター率向上を図る。				管内中核病院の専門医と協議し、 紹介したケースが治療により病状 が安定した後に、地域のかかりつけ 医へと逆紹介する取組を開始した。							
35	特定健診受診率の低い40～50代 のうち、過去5年間未受診の者を抽 出し、受診勧奨訪問を実施。		子宮がん、乳がん、大腸がんにつ いて、過去5年間未受診の者を抽 出し、受診意向調査を実施予定。					健康ポイントの実証実験を実施。				
36	特定健診(集団健診)時に問診の服 薬状況、腹囲及び血圧の基準値以 上から特定保健指導レベルに判定 されるものに対し、特定保健指導を 案内するブースを設け、健診の場 において保健師が対象者と相談を行 い特定保健指導に繋げた。 個別健診や人間ドック受診者に対 しても特定保健指導を実施し、夜間 や休日も利用して行く。	保健師等の派遣	がん検診の受診勧奨として、チラシ を配付した。 がん全般(胃・大腸・乳・子宮)につ いて…小学生の保護者全員 乳・子宮がんについて…幼稚園・保 育所・こども園の保護者全員 歯科検診のPRとして、同時実施し ている他の検診の案内に掲載し た。	がん検診のPR用にポケットティ ッシュを作成・配付してほしい。 そこに町のがん検診の詳細を追加 で折込み、受診勧奨したい。 また、県としても、各検診(健診)の 受診についてPRしてほしい。	△e-GFR値より、人工透析導入予 測の時期が10年以内の者を抽出 し、人工透析導入の可能性が最も 高いものに対し、保健師や管理栄 養士が訪問等を行い、減塩指導を 中心とした個別指導を行う。	保健師等の派遣						
37												
38												後発医薬品差額通知(H27年度2 回→H28年度4回)
39	特定健康診査の受診率(H26年 度) 44.78% 特定保健指導の実施率(H26年 度) 32.79% メタボリックシンドローム該当者及 び予備軍の減少率 0.2% 受診率が低い40歳台を対象とした 特定健診を兼ねる「ミニドック(平成 26年度より実施)」を今年度も引き 続き実施。		がん検診受診率(H26年度) 胃がん26.2% 大腸がん 32.6% 肺がん50.1% 乳がん38.7% 子宮頸がん 25.9% 平均34.7% 歯周疾患検診実施あり		平成28年度より、糖尿病性腎症予 防(透析導入患者削減)を目指し、 腎機能検査の一つである血液検査 項目(血清クレアチニン)を追加。		健診結果送付時にパンフレットを 同封したり個別相談をするなどし て、現在の自身の健康状態をわか りやすく情報提供。 健康についての知識をわかりやす く知らせるため、保健衛生部門と共 同し医師の講演会を開催。また、希 望者には栄養士や保健師との個別 相談も実施。			・取り組み事例などの情報提供		・年に1回のみ送付していた差額通 知を平成28年度より年4回(6・9・1 2・3月)の送付に変更。 ・後発医薬品使用の意思を伝えやす くするために保険証などに貼って 活用するシールを作成。保険税納 付書送付の際に同封し、全世帯に 配布。
40	【特定健康診査】 特定保健指導対象者外であつて も、健診結果に保健師がコメントを 記載して結果送付している。 【特定保健指導】 委託業者との実施方法について協 議 面接時の待ち時間改善を図る。 指導日当日にメタボリ先生などの測 定機械を導入。 健康相談の順番待ちの間に、測定 結果による自身の健康状態の再認 識 対象者へ配布するチラシの改善。				e-GFRの値から、透析導入危険度 の高い者への保健指導。 病院、主治医との連携し、対象者へ アプローチ。 特定健診時に尿から推定塩分摂取 量を測定。その結果を用いて、日ご ろ摂取している塩分量を把握する ことによる減塩への意識づけ。特に 摂取量の多い者には栄養指導等を実 施する。							
41	(受診率)がん検診とのタイアップ	国保連合会の中で成果を出してい る(千葉大の支援ではなく)団体を 講師にしての研修などの支援	肺がん検診・特定健康診査集団健 診とのタイアップ					インセンティブの提供・健康マイレ ージ事業の実施				
42												
43												
44	特定健康診査の受診率の向上の 為に、広報紙及び市のHPを活用し て周知を図った。 特定健康診査は、糖尿病等の生活 習慣病の発症や重症化を予防する ことを目的として、メタボリックシ ンドロームの該当者及び予備群を減少 させるための特定保健指導を必要 とする人を抽出するために実施しま す。 特定保健指導は、対象者が自らの 生活習慣を振り返り、課題を認識し て行動変容するとともに、自らの健 康を自己管理し健康的な生活を維 持することを通じ、糖尿病等の生活 習慣病を予防することを目的として 実施します。		受診率の向上のために、広報紙及び 市のHPを活用して周知を図った。		糖尿病性腎症については、医療機 関での治療と併せ、生活習慣(食 事、運動など)の見直しにより病状 の維持又は一定程度の改善が期 待できます。市では、国民健康保険 が保有する特定健診やレセプト(診 療報酬明細書)のデータを活用し て、糖尿病が重症化するリスクが高 い方を対象に、次の取組を実施し た。 (1)糖尿病治療を受けていない方、 中断されている方に対して、医療機 関への受診の呼びかけ(受診勧奨) (2)糖尿病治療のために通院され ている方で生活習慣の見直しが必要 な方に対して、生活習慣改善の ための支援の実施(保健指導) こうした取組により人工透析移行防 止を図り、県民の生活の質を維持 し、医療費の増加抑制につなげて いきます。		ウォーキングやジョギングなどの健 康づくりに資する活動に対して、健 康グッズやスポーツクラブ利用券な どと交換できるポイント(ヘルスケア ポイント)を付与するとともに、SNS 機能を用いた応援や励まし機能を 活用した健康管理ツールを用いて、 継続的な健康管理や生活習慣の改 善を目指す取組の実施について、 検討した。		複数の医療機関に同一の傷病名で 受償している者を確認し、訪問指導 を実施する。		・後発医薬品(ジェネリック医薬品) は、市ホームページ、保険証更新 時のパンフレットに掲載するととも に、本庁及び各地域センターの窓 口でもジェネリック希望カードを窓 口に置いて配布し、後発医薬品の普 及促進を図っている。また後発薬 品差額通知を5月と12月に送付し、 医療費の抑制に努めている。 実績:ジェネリック希望カード配 布数 146枚 自己負担軽減額通知 H27.6月 1,131通 H27.12月 1,033通	
45												

保険者努力支援制度に関するアンケート

番号	①特定健診・特定保健指導・メタボ		②がん検診・歯科疾患検診		③糖尿病重症化予防		④個人へのインセンティブ		⑤重複投薬適正化		⑥後発医薬品	
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2
46	(1)特定健康診査の受診率1%以上向上 26年度32.7% 25年度31.6% (2)特定保健指導の実施率5%以上向上 積極的支援26年度11.3%25年度2.4% 動機付け支援26年21.9%25年度6.8%		(1)がん検診受診率12.6%達成 26年度26.3%								(1)後発医薬品の使用割合(数量ベース及び金額ベース)及び後発医薬品の薬剤費額を把握	
47	・特定健康診査未受診者対策として、電話勧奨、受診勧奨通知の実施。 ・相談しやすいように休日に相談日を設けている。 ・相談に来所できないに対しては、個別に訪問や面接等で対応している。	・県内での契約とりまとめにより、被保険者が自市町村以外で受診機会を取得できるような体制構築を期待する。 ・マスメディアを活用し一斉啓発。	・40～69歳のいる世帯に申込み勧奨ハガキを送付する。 ・子ども園、保育園、小学校、中学校の保護者向けに申込み勧奨ハガキを送付する。 ・乳がん・子宮がん検診で検診料金を配布する。 ・大腸がん検診で特定年齢の方の検診料を無料にする。 ・検診申込期間を過ぎても定員に満たない場合は申込みを受け付けている。 ・特定健診と同時に歯科検診を実施している。	・マスメディアを活用し一斉啓発。	・特定健診の結果、糖尿病の疑いがあるが未受診の方及び腎機能低下が認められる方(透析予防)を対象に、糖尿病・透析予防説明会を実施する。 ・医療機関との連携を図る。 ・専門職のスキルアップを図る。 ・減塩や糖尿病予防の啓発を強化する。						・後発医薬品への移行をすることで薬剤費が100円以上減額されると期待できる市民を対象にジェネリック医薬品差額通知を発送(年4回)。対象者約550～600人。 ・ジェネリック医薬品差額通知について広報誌で4半期ごとに告知。 ・国民健康保険証一斉更新時に、ジェネリック医薬品希望カードを含めた啓発物を世帯ごとに同封する。	
48	・今年度からの工夫等はなし。以下、継続実施のもの。 ・生活習慣病に関する広報内容を市報やホームページ等で周知する。 ・40歳、50歳代の受診率が低いことから、この年代をターゲットに受診勧奨のチラシ等を送付する。 ・受診勧奨の横断幕等を、保健センターに掲示する。 ・特定健診、後期高齢者健診の受診券に、大腸がん及び肝炎ウイルス検診の受診券をセットにして送付し、相乗効果をねらう。		・今年度からの工夫等はなし。以下、継続実施のもの。 ・がん検診に関する内容を市報やホームページで周知する。 ・国庫補助事業を活用し、子宮、乳がん検診の無料クーポン券を発行する。 ・受診勧奨の横断幕等を、保健センターに掲示する。								通知回数 年3回一年4回へ	
49	・特定健康診査の受診率…健診項目の追加、未受診者勧奨通知、職場健診の結果表提出、医療機関受診者の情報提供、追加健診 ・特定保健指導の実施率…人間ドック受検者の指導、追加健診時に初回面接実施 ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率…運動教室、ウォーキング	受診率の低い40代向けの啓発用動画配信。	・がん検診の受診率…前立腺がん検診を集団健診のみから個別健診との併用とした(国保被保険者 後期高齢者被保険者) ・歯周疾患(病)検診の実施…歯周疾患検診対象者(40・50・60・70歳)全員に個別案内を実施	国の糖尿病性腎症重症化予防研究事業へ参加し、重症化プログラムに沿って事業実施。	個人へのインセンティブの提供の実施 …小学校単位で健診受診率向上を促し、受診率上位(60%以上)の地区及び受診率向上割合の上位地区(10%以上)の受診者に提供を検討。 個人へのわかりやすい情報提供の実施 …過去3年間の受診結果等から、メタボに該当する可能性がある項目について、生活習慣の改善のアドバイスシートの送付。 ・医療機関受診勧奨者には、リスクを解説したパンフレットを同封し通知(別年通り) ・至急精検者には、リスクを解説したパンフレットを持参し訪問指導。				レセプト点検から3ヶ月以上10種類以上の服薬の該当者を調査し、必要に応じて訪問指導		後発医薬品の使用促進の取組 …差額通知を年2回から4回 ・被保険者のアンケート結果を基に医師会・薬剤師会協力依頼 ・シール各戸送付(別年通り) 後発医薬品の使用割合…医師会の総会で現状及び目標割合を説明	医療機関及び薬局ごとの調剤割合によるペナルティー、または加算する制度を作って欲しい。
50	(健診) ・前年度受診者+今年度未受診者への再通知 ・健診結果を学ぶ会 (指導) ・申込済者+健診未受診者への再申込勧奨 ・対象者+未申込の方への受診勧奨強化	PR支援(健診・指導) 対象者抽出方法等の研修(メタボ)	(がん検診) ・対象年齢の方への無料クーポン配布 ・乳幼児健診、特定健診等イベント時のPR時に受診申込交付	国保以外の住民を含めた周知PR支援	・事業実施にあたっての医師会への説明 ・保健師訪問の支援 ・関係パンフレットや資料の情報提供、案内、自治体への直接配布			・情報提供資料の案内		関係パンフレットや資料の情報提供、案内、自治体への直接配布		
51	健診未受診者への受診勧奨ハガキを送付予定。また、さらなるメタボ改善へ繋がるよう、平成27年度途中から特定保健指導の運動教室において「健康日本21」でも取り上げられているロコモ度テストを取り入れ、今年度も実施する予定。		2016/7/19現在で肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診を未受診の方に勧奨ハガキを送付予定。 歯周疾患(病)検診は、平成28年度より受診対象者年齢を19歳以上に拡大した。受診率向上のため、事業案内のチラシを小学校、保育園等で配布を行い、広く周知を行っている。								後発医薬品の差額通知送付対象者の対象年齢、薬剤を拡大した。	後発医薬品の使用割合について、数量ベースは確認できるが、その数量に対する金額の把握ができない。今後、評価指標とされる項目については、国保総合システム上で把握出来るようにしていきたい。
52	【特定健診受診勧奨とし勧奨ハガキを送付】 ① 41～65歳未満の被保険者で平成25年度～27年度の特定健診未受診者(平成27年度に生活習慣病受診者を除く) ② 平成26年度に特定健診を受け翌年未受診者 ③ 平成27年度の受診者(40～55歳) 【特定保健指導未利用者勧奨】 特定結果発送2日前くらいから対象者に電話で利用勧奨を行う。定期集団及び個別型保健指導に参加できない場合は、訪問もしくは本人の都合に合わせて保健指導日を設定して、利用者の増加を図る。	市内の医療機関に委託をしているが、独自の調査の結果、医療機関で受けることの上限に近い数を実施したいということがわかった。 集団健診も行っており、胃、肺、大腸がん、肝炎ウイルスについては同時実施としているが、受診率の大幅な増加につながる。受診数は微増の傾向はあるが、国が示すような受診率には到底届かない状況にある。 インセンティブについても、がん検診の無料クーポンの受診率から見ると、初めて対象となる年を除いては受診率があまり変わらず、また初回をクーポンで受けても継続受診に効果がないと思われる。そのような状況で、どのように受診率を上げられるのか、具体的に教えていただきたいです。	【がん検診の受診勧奨として、下記対象者に勧奨ハガキを送付する】 H23～26年度に乳がんマンモを1度きりの受診者(40歳代のみ) H23～26年度に乳がん超音波を1度きりの受診者(40歳代のみ) H23～26年度に子宮頸がん検診を1度きりの受診者(20歳代のみ) 25、27、29歳で、前年度受診していない方 大腸がん検診40～60歳の5歳刻みの年齢 40歳代で過去1度でも市の大腸がん検診を一度でも受けたことがある人 【歯科検診】 生活習慣病と歯周病の関連に着目し判定及び指導内容を加える。	市内の医療機関に委託をしているが、独自の調査の結果、医療機関で受けることの上限に近い数を実施したいということがわかった。 集団健診も行っており、胃、肺、大腸がん、肝炎ウイルスについては同時実施としているが、受診率の大幅な増加につながらない。 受診勧奨も個別ハガキで実施をしている。受診数は微増の傾向はあるが、国が示すような受診率には到底届かない状況にある。 インセンティブについても、がん検診の無料クーポンの受診率から見ると、初めて対象となる年を除いては受診率があまり変わらず、また初回をクーポンで受けても継続受診に効果がないと思われる。そのような状況で、どのように受診率を上げられるのか、具体的に教えていただきたいです。	糖尿病性腎症重症化予防の実施に当たり、特定健診検査項目にHbA1c全員実施とした。 特定健診(集団)の当日の検査データでHbA1cが8.0を超えた場合は健診後3日で結果を検査会社から受け取り、対象者に訪問し検査結果を返信し、早急な受診勧奨を実施する。(昨年度までは随血の検査者に対してはHbA1cが8.0(空腹時)の場合は300mg/dl以上として訪問を実施していた。) 特定健診結果でHbA1c6.5及び空腹時血糖126mg/dl以上で尿蛋白(+)のものを糖尿病性腎症の対象者とし、保健指導を実施する。	医療機関との連携を行い易いように、県において、地域連携について確立していただきたい。						

番号	①特定健診・特定保健指導・メタボ		②がん検診・歯科疾患検診		③糖尿病重症化予防		④個人へのインセンティブ		⑤重複投薬適正化		⑥後発医薬品	
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2
53	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診会場の拡大として、受診率の低く、委託医療機関が少ない地区を開催し、回数も年間15回から18回に増加した。 ・委託医療機関以外で特定健康診査相当の健診を受診した場合、費用の一部を助成 ・特定保健指導の土日及び夜間実施(市役所での面接時間帯の拡大) ・医療機関との連携(特定健診の結果説明時に医師からの利用動奨)及び利用案内の工夫(保健指導のメリットを伝達) ・電話・ハガキでの未利用者への利用動奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査や特定保健指導等は、地域性や対象者数などいろいろな条件で対策が変化するものと思われまます。それぞれの特性に沿った指導や支援を期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診(マンモグラフィ)の個別受診について、委託医療機関を1医療機関から3医療機関に拡大した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・HbA1c6.5～7.9の未治療者に対して ・電話での受診動奨及び特定保健指導の利用動奨 ・特定保健指導対象外の情報提供者には、文書による受診動奨 ・HbA1c8.0以上の未治療者に対して ・電話による受診動奨→レセプトによる受診確認→未受診者への電話または面接による再受診動奨→再度HbA1c9.0以上の人はレセプト確認→未受診者への継続的なフォロー 	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病重症化予防の取組及び糖尿病性腎症重症化予防等に関しての県全体の取組や各市町村への細部にわたる支援(研修等)を期待している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査、特定保健指導及び各種がん検診の受診率向上のため、各種健(検)診を受診した方や市などが主催の健康に関する事業やイベントの参加者にマイル(ポイント)を付与して、マイルが貯まると抽選で特典がもらえる健康マイレージ事業を7月1日から実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内でもマイレージ事業を実施する市町村が増えてきているため、今後、県で国保の被保険者を対象に同種の事業を実施することがあれば、市民が混同しないような配慮をしていただきたい。 ・個人へのインセンティブにより、特定健康診査受診率が前年度と比較してアップした場合に、そのアップ率に応じて特別調整交付金の額を細かく分けて欲しい。 例：前年度比1%アップ→交付金を加算する 1%アップ 5,000千円 2%アップ 10,000千円 3%アップ 15,000千円 				<ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の通知について、内容をより分かりやすいレイアウトにしてほしい。
54	検査項目についての解説を個別発送通知文及び広報等に掲載											

保険者努力支援制度に関するアンケート

番号	⑦保険料収納率		⑧データヘルス計画		⑨医療費通知		⑩地域包括ケア		⑪第三者求償	
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2
1		・広域的な国保税徴収組織の設置組織の権限で滞納整理事務を行うことにより、地域関係の影響を低減でき、アナウンス効果も大きくなることから、滞納整理の進展が期待できる。								
2			平成28年度策定予定							健診結果に同封するリーフレットに医療費適正化に向けた情報を一文掲載
3		マスメディアを利用した保険納税奨励	・平成28年度中に策定予定。							
4										
5		県の収納率向上アドバイザー派遣事業を利用し、外部からの目線で収納率UPについて指導願った。								
6	・毎年度ごとに税徴収計画を策定し、夜間・休日窓口開設(月1回)を引き続き実施している。 なお、夜間窓口開設については、10月から月2回に増やし、収納率の向上に向けて取り組むこととした。	・滞納者の引継について、市県民税と同様に国保税についても協力を願いたい。	・今年度中の策定に向け、取り組んでいる。	・交付金事務や支援・評価委員会において引き続き支援・指導をお願いしたい。	・引き続き医療費通知(年4回)の送付を予定している。	・地域包括支援センターを所管する部門に、会議等の開催情報等の提供を依頼し、地域包括ケアに係る取り組みを進める。	・国保での関わり方に関する具体的な取り組み方の支援・指導をお願いしたい。	・引き続き医療費通知(年4回)の送付を予定している。		
7										
8	文書催告や電話催告を定期的に行い、口座振替を促進する。	・収納率の向上に資する保険料(税)のクレジットカード納付の導入事例の紹介、導入事務手続に関する説明会の実施 ・収納率の指標は過去数年の上がり幅も加味していただきたい。	平成27年度策定済み	KDBシステムの更なる充実をお願いしたい。併せて、分析・検証等の実践に即した研修の充実をお願いしたい。	医療費通知の年間発送回数を昨年度の3回から今年度は4回に変更し実施。通知内容については、診療年月・受診者氏名・医療機関・診療区分・日数(回数)・総医療費の額・窓口負担額を明記しており世帯主宛てに送付。なお、診療区分については柔道整復療養費も含めて送付している。	医療費通知は現在、世帯主宛てに送付しているが、DV等による支援を必要とする方や同じ世帯員で世帯主に知られたくない方もいるため送付を個人宛てにするシステムの構築をお願いしたい。	・レセプト点検時:第三者行為の疑いレセプト、及び「第三者」記載レセプトの拾い出しを強化している。 ・第三者行為の疑いについて、事実の確認を徹底している。 ・「第三者」記載レセプトについて届出の有無確認を行い、届出なしには事実確認を徹底していく。	千葉県内市町村の進捗状況や奏功事例等の情報提供、研修や個別指導等、を引き続きお願いしたい。特に国保連合会においては総合事業の実施にあたり給付等の事務作業が煩雑化しており、適切な給付管理となるよう今後ともご指導を願いたい。また、今後の高齢化の進展に伴い、介護、国保、後期高齢者医療の現状や将来推計から町の課題を適切に把握し、改善や予防に取り組むべきことから、KDBの有効的な活用方法について引き続きご指導いただくとともに、個別のご提案、アドバイス等いただけるとありがたい。	・レセプト点検時:第三者行為の疑いレセプト、及び「第三者」記載レセプトの拾い出しを強化している。 ・第三者行為の疑いについて、事実の確認を徹底している。 ・「第三者」記載レセプトについて届出の有無確認を行い、届出なしには事実確認を徹底していく。	第三者行為は突発的な事故であり、その内容や件数などは年度によってもばらつきがあり、保険者の努力支援制度の数値目標にはそぐわないと感じる。 求償に該当する件数を確保につなぐためには、各医療機関に第三者行為の聴き取りと保険者への連絡(保険使用許可の促しの徹底)をすすめるよう周知していただきたい。また、交通事故以外の第三者行為の求償も連合会でお願いたい。
9										
10	差し押さえを強化する	システム整備の補助金を付けてほしい	平成28年度策定予定							
11			・H27に策定済み			・年2回の実施				
12		高額及び困難事案の徴収引継ぎ								
13										第三者行為求償傷病届等の提出に関する覚書の締結
14	時間外、休日等の納税相談									千葉県国民健康保険団体連合会理事長に委任し、一般社団法人日本損害保険協会と第三者行為による傷病届の提出に関する覚書の締結

保険者努力支援制度に関するアンケート

番号	⑦保険料収納率		⑧データヘルス計画		⑨医療費通知		⑩地域包括ケア		⑪第三者求償	
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2
15	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から徴収業務に精通している任期付職員を配置しており、平成28年度からはさらに1名増員し、これまで以上に生活実態に踏み込んだ納税相談や適切な滞納処分の執行、催告書の発送を行い納税意識の醸成、早期納付を促している。 ペイジー口座振替受付サービスを推進し、口座振替の利用率向上に努めている。 		<ul style="list-style-type: none"> 今年度策定に向けて、市の特徴を調査している。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術的なアドバイス。 					<ul style="list-style-type: none"> 損害保険関係団体との取り決めを有効活用し、事故発生日から第三者行為求償に係る傷病届等書類提出までの短縮を図っている。 	
16	<ul style="list-style-type: none"> (1) 口座振替の推進 納期内納付を促進するための納付方法として、口座振替が有効であることから、下記の機会において口座振替の促進を図る。 ① 国民健康保険の加入届出時に口座振替依頼書を配布し、口座振替の促進を図る。 ② 納税通知書の発送時に口座振替依頼書を同封し、口座振替の促進を図る。 ③ 外国人留学生へ口座振替手続きを説明して、口座振替の促進を図る。 ④ 広報紙等を活用して口座振替の促進を図る。 ⑤ 口座振替加入手続きの簡素化を検討する。 (2) 収納率向上対策 ① 新たな滞納抑制するために、早期に滞納者との接触や催告により納付を促し、納付に応じない滞納者に対して、財産調査を行い早期に滞納処分を行う。 ② 滞納者の自主納付を促すため文書催告を強化する。催告に応じない滞納者に対して、生活実態の把握や財産調査により支払い能力の有無を判断し、十分な収入や資産がある滞納者に対しては差押を執行する。差押可能な財産もなく支払い能力がないと判断した場合は滞納処分の執行停止を行う。 ③ 多重債務の返済により、生活が苦しく、滞納の原因となっている者を対象に弁護士納税相談を実施し、その生活再建と滞納額の解消に向けた取り組みを行います。 ④ 市税等徴収補助員の雇用により、分割納付等誓約内容に基づく臨戸徴収を行う。 ⑤ 防災行政無線を活用した納期限周知の広報を行うとともに、広報紙に納期を掲載し、被保険者への周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者の中に外国人加入者も多く、国民健康保険制度に関する知識が乏しく、制度に関する理解が得られない事例が多い。そこで外国語でのパンフレットの作成をして、各自治体に配布して欲しい。 パンフレットの作成にあたっては、保険料(税)の収納に特化したものでなく、制度全般に関するもので構わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定期間について、検討中 	<ul style="list-style-type: none"> 健康に対する意識の啓発や医療機関の不正請求に対する抑制のため、医療費通知を実施する(1年間の医療費を年4回に分けて通知)。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費通知の電子化を行い、いつでも自分の情報を確認出来るようにする環境を整備する。それにより通知はがきの紛失に伴う、個人情報の流出や確認機会の喪失を防ぐことができる。また、電子化により長期的期間(10年、20年単位)での受診状況の確認が可能となることで医療費通知の目的である健康に関する意識の啓発に繋がることが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護の連携等は実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故等による第三者行為求償案件については、国民健康保険団体連合会への委託により適正に処理する。平成28年度は一般社団法人日本損害保険協会と第三者の傷病届の提出に関する取り決めを締結していることから速やかに対応する。 また、第三者の行為により生じた保険給付の疑いのあるレセプトを抽出して、被保険者に対して確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者行為が疑われる事案(特に交通事故)に関して警察機関や保険会社と情報を共有することで、適切に届出が提出される環境を整備する。また、交通事故等の第三者行為による保険給付が発生した際の届出義務を周知させるため、運転免許取得・更新時の講習内容の必須項目とする。 		
17	<ul style="list-style-type: none"> 日曜、夜間窓口の開催による納税機会の拡大 ペイジー等マルチペイメントの普及促進 口座振り込み原則化の継続 差し押さえ等強制徴収の強化(不動産公売の開始、各種捜索の強化) 徴収対策室の設置 		<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に作成、平成29年度までの目標値を設定し評価をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 他市町村のデータヘルス計画が閲覧しやすいように県のホームページより各市町村の取り組みが参考にできるようにしていただきたい。 					<ul style="list-style-type: none"> 連合会との委任契約の実施 レセプト点検時の第三者行為の疑われる事例のチェック強化(毎月) 	
18	<ul style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険料収納アドバイザー事業による特別指導を受け、収納率向上を図る。 2. 現年分催告書発送後(11月発送)に反応の無い者に対して電話催告を行い、現年分の収納率向上に力を入れる。 3. 資格証明書対象者に賦課担当課と合同臨戸訪問を行い、国民健康保険制度を説明し、内容を理解して頂き納付につなげていく。 		<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度中に策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 柔整を含む全ての医療費について、全ての診療月を対象に医療費通知を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー制度において検討されている通知が実施される場合には、システム対応などを国保連合会にお願したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現段階では参画していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 損保会社との覚書に基づく傷病届の提出を受けている。 委託により実施している内容点検の項目に、第三者行為の疑いのあるレセプトの抽出を加え、調査対象を高額レセプトから全てのレセプトに拡大した。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故以外の求償案件についても委任できるよう、国保連合会の体制整備をお願いしたい。 		

保険者努力支援制度に関するアンケート

番号	⑦保険料収納率		⑧データヘルス計画		⑨医療費通知		⑩地域包括ケア		⑪第三者求償	
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2
19	・コールセンター活用 ・ページ口座振替受付 ・口座振替の原則化 ・コンビニ収納 ・休日納付相談 ・インターネット公売の活用 ・弁護士法人と委任契約を締結し徴収事務を強化 等		・平成27年度に策定し、28～29年度で保健事業の実施を推進していく。 ・平成30年度からの第2期データヘルス計画の検討を28年度からはじめる。	・国保連支援評価委員会での支援を期待したい。 ・KDBシステムに関する研修会の実施。			・事業を通しての介護部門との連携 ・在宅医療・介護等多職種連携会議への参画	・各自治体の取組みについての情報提供	・第三者行為の疑いのあるレセプトの抽出及び被保険者への確認	・千葉県国保連合会における損害賠償求償事務受託範囲を拡大し、交通事故以外の第三者行為についても求償事務を受託するようしてほしい。
20	・口座振替の促進を図るため、ページ口座振替受付端末を増設するとともに、インターネットを活用したWEB口座振替受付サービスを導入する予定。 ・所得未申告者に対する申告勧奨を強化する。(年1回→年2回) ・納付相談専用窓口を設置し、よりきめ細かい納付相談を実施する。 ・嘱託職員を権限強化、財産調査、納付誓約履行管理等に活用し、滞納初期の対応を強化する。 ・徴収対策担当者を市の債権の一部を集約的に取り扱う債権管理課に集約し、滞納整理及び債権管理の効率化と強化を図る。	・市外転出者(県内転出者)のうち未納保険料がある者への対応	平成27年度にデータヘルス計画を策定した。また、平成28年度は千葉県国民健康保険団体連合会のヘルスサポート事業を活用し、平成29年度個別保健事業の計画策定及び平成27年度個別保健事業の評価を実施する予定である。			はり・きゅう・マッサージの療養費の対応	・平成28年度から、地域包括ケアの構築に向けた部局横断的な連絡会議に参加している。 ・平成28年度は、介護保険被保険者を対象とした情報提供について連携する見込み。新たに作成する介護予防手帳に、国保の保健事業等の内容を盛り込む。 ・今後、KDBをはじめとする国保が保有するデータを介護予防事業等に活用する方策についても検討していく。	他の自治体における取組の情報提供	・高額療養費の支給決定のはがきに第三者行為求償の届出の周知文を記載し通知	国から求められている求償事務の強化について、委託可能範囲の拡大を検討いただきたい。
21	徴収等徴収事務指導員(国税等に係る滞納処分事務等に精通した者)の設置			県下で統一した健康長寿施策を推進するため、広域的な視点でのデータヘルス計画の策定を検討できないか						
22	徴収嘱託員による滞納者に対する電話催告の実施								「第三者行為による傷病届」に関する必要書類の案内の配布	第三者行為が疑われるレセプトリストの作成
23	・高額滞納事業を担当する処分チーム(滞納整理業務担当)の職員を3名増員し、担当事業とする滞納額を70万円から60万円に引き下げたことで、滞納者個々の状況に応じたきめ細やかな納税相談・滞納整理を実施している。また、定期的に職場研修を行い、知識の向上に努めている。 ・自宅などの財産捜索を行い動産や自動車の差押を強化するほか、インターネット公売を実施し差押物件の換価強化を図っていく。 ・分納を組む際、滞納・現年並行納付を指導していくことで、現年収納率の向上を図る。 ・分納不履行者に対し、納付を促す文書を送付している。									

保険者努力支援制度に関するアンケート

番号	⑦保険料収納率		⑧データヘルス計画		⑨医療費通知		⑩地域包括ケア		⑪第三者求償	
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2
24	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度より市役所本庁舎及び駅前総合窓口センターに設置のモニターを利用して保険料の納付及び口座振替を勧奨する放送を行っている。 口座振替勧奨通知を発送する際、低額滞納者に一括納付書を同封し納付を呼びかけた。 滞納分については、財政健全化に向けた収納額向上のために、不納欠損対策として、従来の高額滞納者に加え、相談機会の創出が難しい喪失世帯を中心に、財産調査等を実施する予定。 		平成28年3月策定済み		他県の医療機関名称を記載されるようにしてほしい		市における地域包括ケアシステムの推進に、具体的な事項について検討及び推進管理をするために置かれた専門部会のうち、健康づくり(疾病の予防)、介護予防、生きがいづくり、仲間づくり等、予防をテーマとした予防部会に国保部門として属し、テーマに基づいた検討を重ねている。		おもに市内の救急医療機関のレセプトから第三者行為の疑いのあるレセプトの検索を行っている。また、レセプトに特記事項10(第三者行為によるもの)が付記されており、かつ、市に連絡がない世帯主について、該当傷病が第三者によるものか調査を行っている。	
25			平成27年度策定済み。	<ul style="list-style-type: none"> 国保ヘルスアップ及びサポート事業助成期間の延長。 	年2回発送。		<ul style="list-style-type: none"> 国保及び後期高齢者医療加入者を対象に短期人間ドック補助事業を実施している。 			
26	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては国保固有の指標について評価指標を達成できていないことから、今後更なる徴収強化が必要となります。 本年度の取組みとしては、国保税現年滞納者に対する平日臨戸の実施及び催告書返戻者の実態調査の強化に取り組み、徴収率の向上を図ります。 	千葉県総務部税務課が実施している地方税法第48条に基づく徴収引継ぎを国民健康保険税についても検討願いたい。	<ul style="list-style-type: none"> H26年度に策定済み。PDCAサイクルが重要であるため、H27年度の実施・評価に基づき、H28年度各個別計画を作成、実施中。 		年4回発送(5月・8月・11月・2月)				<ul style="list-style-type: none"> 第三者の行為による交通事故等の傷病届の提出について、県・国保連合会による効果的な周知を行っていただきたい。 	
27	<ul style="list-style-type: none"> 市税との徴収業務の一元化を行い、効率的な徴収事務を行う。 		平成28年3月策定済み。				<ul style="list-style-type: none"> 市の組織改編により、平成28年度より専任部署である「地域包括ケア推進室」を設置し、地域包括ケアシステムの構築に向け、推進体制の強化を図った。 地域包括ケア推進室が主宰する部局横断的な会議への国保部門の参画。 	<ul style="list-style-type: none"> 国保データベースシステムでの高齢者医療広域連合と連動したシステム運用と地区分析や事業評価への支援。 他市町村での取り組み実績(成功例・改善点等)の情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 次の指標について数値目標を設定した。 被害届の自主的な提出率 市町村における被害届受理日までの平均日数 レセプトによる第三者行為の発見率 	
28	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙やホームページでの納付啓発を行っている。 休日納付相談会の開催(年2回)を行っている。 収納指導員による臨戸納付指導を行っている。 夜間電話催告を行っている。 悪質な滞納者の財産や収入状況を調査し滞納処分を実施している。 口座振替制度やモバイルレジの推進を実施している。 口座振替制度の原則化(要綱制定など)を検討する。 クレジットカードでの納付を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納整理手法に関する研修会の開催、徴収相談員の派遣、収納率向上に向けた助言指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に策定したデータヘルス計画を基に、主に健康増進課の保健師等の訪問指導により、40歳から50歳代の被保険者の①特定健診受診率向上対策、②糖尿病重症化予防対策をPDCAサイクルにそって実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国保連や関係機関等と調整や協議を行い、課題となる事項について共通認識の構築を図り、助言や取り組み支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 総医療費の額等を被保険者に周知することにより、保険制度の理解を求め、医療費適正化に資する。 受診者氏名、診療年月、診療区分、日数、医療費総額、医療機関名を表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国保連や関係機関等と調整や協議を行い、課題となる事項について共通認識の構築を図り、助言や取り組み支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療・保健・介護連絡会議を開催し、関係者との情報共有の仕組みを作っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国保連や関係機関等と調整や協議を行い、課題となる事項について共通認識の構築を図り、助言や取り組み支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> レセプト点検時に傷病名及び点数により第三者行為の可能性のある事案について抽出を行い、被害に保る求償事務の取組強化を図る。また、世帯主等による届出の義務等が浸透するよう周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国保連や関係機関等と調整や協議を行い、課題となる事項について共通認識の構築を図り、助言や取り組み支援を行う。
29			27年度に策定したので、その実績から各年度の計画を見直しに予定		前年度に引き続き連合会に委託	医療費適正化になるような見やすくわかりやすいレイアウト・文言等をいれたい。			<ul style="list-style-type: none"> 日本損害保険協会との傷病届等の作成支援について取り交わしを行った 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故以外の求償委託年度初めにも研修を行ってほしい。
30	<ul style="list-style-type: none"> 現年電話催告の実施 現年優先分納の標準化 財産調査候補の適正化 徴収吏員の増員 資格の適正化(重複加入、実態調査) 捜索の環境整備 支払督促の環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納処分しやすい環境づくり(啓蒙活動、市中への看板設置への助成金等) 滞納整理の高度人材育成支援(滞納整理セミナーの通年化、捜索セミナーの開催、徴収のリーダー級職員を育成する研修の開催等) 口座振替の勧奨活動(CM、電車内公告、金融機関窓口での勧奨等) 徴収の合理化(電話催告センターの合同運営、差押物件の合同下見金の開催、国税・県税・市町村間の人材相互派遣の活性化等) 人員適正化に向けての圧力(徴収吏員の適正人数の算定、適正化への支援措置等) 随時相談できる電話窓口の開設(国税徴収法について、個別の滞納事案の整理方針について、等) 都道府県知事等から徴収職員への表彰制度の創設 	平成27年度策定済み	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画への策定支援及び好事例の情報共有 						
31	<ul style="list-style-type: none"> 新規滞納者の発生は、滞納の累積化・高額化に繋がることから、早期に滞納整理に着手し、新規滞納者の抑制に努める。 高額滞納者については、現況調査等を実施し、担税力の把握に努め、個々の実情にあった滞納整理方針を示す。 国民健康保険税の納税相談を12月の第1日曜日に重点事業として実施する。 平成26年度 合計79.60% 現年度課税分92.10% 滞納繰越分25.05% 平成27年度 合計78.91% 現年度課税分91.61% 滞納繰越分23.85% 		平成28年3月にデータヘルス計画を策定		年4回医療費通知の発送		<ul style="list-style-type: none"> 国保直診療院を拠点とした地域包括ケアの推進にむけた準備 	<ul style="list-style-type: none"> レセプト点検により第三者行為が疑われるものの発見 		

保険者努力支援制度に関するアンケート

番号	⑦保険料収納率		⑧データヘルス計画		⑨医療費通知		⑩地域包括ケア		⑪第三者求償		
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	
32	口座振替キャンペーンの実施	指導員の派遣 滞納整理に関する研修の充実			医療費通知の発送回数を3回から4回にした。					目標値を設定	
33							介護部門との連携体制の整備について検討中			第三者による医療受診が疑われる被保険者へ年二回勧奨通知を送付	
34											
35	・国保加入時にページー口座振替受付サービスでの口座登録を推奨する等、納期内納付を徹底し、新たな滞納の発生を抑制する。				年3回実施。 医療機関名・日数・総医療費の額・窓口負担額記載。 柔道整復療養費についても記載あり。						
36	・現年滞納者の財産調査を早期に行い、滞納処分の強化を図る。 ・滞納繰越未納分は、分納誓約を徹底し、履行の管理を行う。また、不履行者に対して、預金・給与差押等の処分を行う。	・広域化により、国保税(料)の均一課税、また賦課・徴収を運営主体でお願いしたい。人員不足であれば、職員の派遣を行う。	KDBや各種保健統計を併せて分析し、健康課題を導き課題の解決に取り組むための根拠資料として保健師の活動計画と位置づけ策定した。 今後は分析、実施及び評価を計画的に行い、データに基づいて保健事業を実施していく。	分析・実施・評価は同一者によって行うことが望まれると思いますが、分析や事業実施等を行うためにはマンパワーが不足している。PDCAが上手く回るようには担当者が分析手法について熟知し、それを保健事業に活かせる能力が必要であり、その体制づくりを希望している。					前年度までの通常業務に加え、第三者行為求償事務の取組に係る数値目標の設定をした。それに伴い、レセプトからの第三者行為発見率を高めるため、国保総合システムを利用し抽出する。	今のところ特になし。今後ともよろしくお願いいたします。	
37											
38	納付計画不履行者への連絡・財産調査・差押	高額滞納者の徴収引継ぎの実施									
39	・少額・新規滞納者対策：電話催告、訪問徴収の強化。 ・高額・悪質滞納者：検討会を行い、特に50万円以上となる滞納者については、財産等詳細に調査し呼び出しや滞納処分等を実施。 ・夜間臨戸・税務課及び国保資格担当と連携し、2名ずつ4班編成で2回(9月・12月)実施予定。		・KDBのデータを用いて、データヘルス計画作成のための分析を今後行っていく予定。		・年4回(6・9・12・3月)送付。		・平成27年度に在宅介護と医療の連携を考える研修会に出席。今後同様の研修会等に出席し、取り組みに活かせるよう努力する。 ・国保連合会からのデータをもとに、頻回受診者あて訪問予定。			・数値目標を設定。	
40										レセプト点検より判明した、第三行為者については、早急に被保険者に通知し、求償事務の迅速化を図る。	
41	滞納整理(処分)の強化 従来の取り組みをさらに強化するとともに、 ・車両(自動車、軽自動車)の捜索(タイヤロック、ミラーロック含む) ・原宅の捜索を新たに実施した。	滞納整理に係る連携	平成28年3月策定済							日本損害保険協会との「傷病届提出に関する覚書」の締結	
42											
43											
44	平成24年度からは、コンビニ収納を導入し、平成26年度からは、収納率の高い口座振替原則化の実施、平成27年度からは、ページー口座振替システムを導入し、収納率向上策に取り組んでいるところであり、変化する環境に応じた対策を講じているところであります		平成27年度に策定済みの計画に基づき、実施中です。		【給付の適正化】 ・医療費通知は、医療機関名、柔道整復療養費も掲載し、診療月が年間分になるように年4回実施している。H27年 45,379件 ・減額査定通知は、自己負担額が1万円以上減額された場合に通知している。H27 2件 ・一部負担金の減免基準を新たに作成し、H25年2月1日から施行している。		南房総市健康長寿地域構想検討会議を立ち上げ全庁的に推進する計画作りに着手した。		レセプト点検において第三者の行為の疑義のある場合は、対象被保険者等に通知を出し、内容を確認する。第三者の行為が該当の場合は、早急に届出を提出するよう指導する。 H27年 3件		
45											

保険者努力支援制度に関するアンケート

番号	⑦保険料収納率		⑧データヘルス計画		⑨医療費通知		⑩地域包括ケア		⑪第三者求償		
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	
46					(1) 医療費通知の回数、医療機関名、柔道整復療養費の表示					(1) 第三者行為によって生じた保険給付の疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者に確認を行う (2) 第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団法人日本損害保険協会と第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書を締結 (3) 数値目標を設定	
47	新規国保加入者へ口座振替の窓口勧誘強化を実施しています。 ・HP及び広報に滞納処分・延滞金について掲載(7月・9月)し、納期内納付の促進を図ります。 ・滞納額別のリストにより、休日窓口相談窓口開設日(毎月末)を利用した個別呼出通知を強化します。										
48	①徴税吏員に対する滞納処分にかかる年間目標について、平成27年度までは差押件数のみを目標としていたが、平成28年度からは、差押件数に加え、ポイント、換価額も目標に加えることとした。 ②徴税吏員に対する催告にかかる年間目標について、平成28年度は試験的に廃止することとし、新たに「差押警告書」の一斉送付を行うことにより、滞納処分までの時間短縮を図ることとした。									損害保険会社との傷病届作成協力に係る覚書の締結	
49	過年度から充当してきたが、現年度収納を強化	先進事例の情報提供及び情報交換。	平成26年度に策定し、今年度の個別計画作成について、支援評価委員会の支援を受ける。	データヘルス計画に基づく事業の実施にあたり、効果的な先進事業が容易に展開できるよう民間事業者と集団契約して欲しい。	年4回実施(例年通り)	通知可能回数を増やすのと併せて郵送料の助成。	庁内会議参画、住民主体の地域活動に参加及び支援			第三者行為の疑いレセに対して、照会。	交通事故以外の第三者行為の求償業務についても、委託をお願いしたい。
50						「マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の簡素化」サービス開始への支援		・ケア会議費用の助成、支援 ・対象者の抽出方法等の研修 ・直診施設との連携調整		負傷原因が第三者行為の疑いがある者は、システムにその旨の内容を記録し、来庁時に接触できる機会を増やした。 広報に掲載し、制度の周知に努めた。	交通事故だけでなく、けんか等の求償も委任できるようにしていきたい。
51										レセプト点検を強化し、全体の傷病届の提出率を上げる。第三者行為が疑われるレセプトについては、被保険者に照会文書を送る予定。	
52	・窓口での資格取得届出時に口座振替申込み勧奨の実施 ・被保険者証更新時における納税相談の実施 ・不動産公売(会場型・インターネット)の実施 ※農地関係については、農業委員会に農地買付あっせんを依頼		平成28年3月に作成し、実施中								

保険者努力支援制度に関するアンケート

番号	⑦保険料収納率		⑧データヘルス計画		⑨医療費通知		⑩地域包括ケア		⑪第三者求償		
	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	問1	問2	
53	・口座振替の勧奨、収納指導員や電話オペレーターの活用により未納者への収納指導を早期に着手する工夫をし、収納率の向上に努めています。	・収納率の高い市町村については、それに応じた交付金を得られるような取り組みを希望します	・平成28年4月に「データヘルス計画」(平成28～29年度)が策定された。	・平成29年度には「特定健康診査等第三期実施計画」「データヘルス計画(第2次)」(平成30～34年度実施)を策定するので、計画策定に関する支援等を期待する。		・医療費通知について、県外の医療機関名についても表示できるようにしてほしい。				・国保連合会を通じて、一般社団法人日本損害保険協会と交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書を締結し、傷病届提出に向けての迅速化を図った。	
54			今年度策定に向けて作業中							レセプト点検における第三者行為該当の把握	